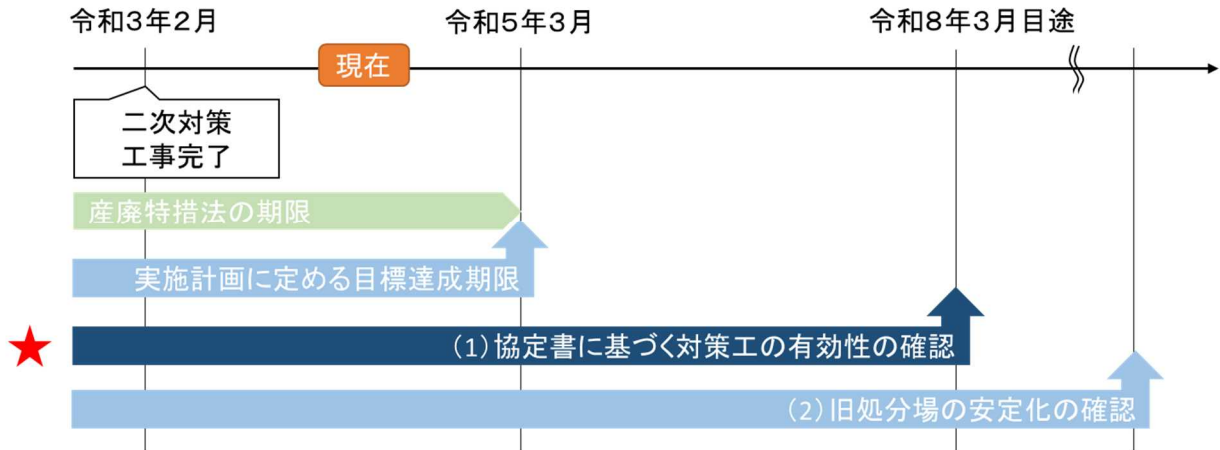


対策工の有効性および旧処分場の安定化の確認に向けた取組について

1 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画の目標達成期限後の取組について



(1) 対策工の有効性の確認

ア 目的

旧処分場の安定化に向かって、対策工の効果が現れているかを確認する。

イ 有効性の確認に関連する協定書の内容

【協定書第7項（対策工の有効性の確認）】

連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

ウ 有害物調査検討委員会やモニタリング調査結果の報告の際に挙げたアドバイザーのご意見

① 評価方法について

- ・ 遮水壁の通水性を監視できるようなモニタリングが必要ではないかと思う。(梶山委員)
- ・ 遮水壁が効果をあげているかどうかというのは、当然モニタリング孔をつけて、上流側と下流側で、そちらの方でモニタリングは当然必要になってくるとおもう。例えば水位を見ていくとか。(樋口委員)
- ・ 対策の効果の判断は、塩類の流出でモニタリングするのが常套手段である。塩類というのは、電気伝導度が手っ取り早く測れるけれども、その他にカリウム、ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、塩素イオン、硫酸イオンが常套手段である。あと、処分場に出ている動きやすい溶剤系とほう素、ひ素というマイナスイオン系のものをマーカーにするともう少しわかりやすい。(小野委員)
- ・ 工事後は水質の値が上がって下がってというのを繰り返して、振動しながら下がっていく。(小野委員)

(2) 旧処分場の安定化の確認

ア 目的

有効性の確認の次の段階である旧処分場の安定化、すなわち「掘削等により廃棄物のかく乱がなければ生活環境保全上の問題がない状態」を確認する。

イ 旧処分場の安定化に関連する協定書の内容

【協定書第5項（モニタリングの実施期間）】

甲は、旧 RD 最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。（後略）

ウ 有害物調査検討委員会やモニタリング調査結果の報告の際に挙げたアドバイザーのご意見

① 浸透水の制御について

- ・ 処分場をゴムシートで全部覆って雨水を全て排除してはいけない。必ず処分場に水を入れなければいつまでたっても安定化しない。（梶山委員）

② 微生物の活性について

- ・ 安定化を見るなら地温がよい。（梶山委員）
- ・ 最終処分場関係で後々測っていく話をするならば、地温である。（樋口委員）
- ・ 有機物の分解については地温の変化で見なければよい。（大東委員）
- ・ 浸透水の温度は地温と廃棄物層の温度を雨水が伝達して出てきた温度なので、処分場のサイト全体ということであると、浸透水の温度ということでもいいと思う。（樋口委員）

③ 評価方法について

- ・ 廃棄物に含まれる有機物の安定化を確認する。（小野委員）
- ・ 浸透水の電気伝導度や塩類（塩化物イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオンなど）の濃度変化から洗い出し作用の進行を確認する。（小野委員）
- ・ 浸透水の pH や電気伝導度の濃度変化から水質変動を確認する。また、有害物質のモニタリングも必要である。（小野委員）
- ・ 安定化の状況を確認する段階においては、発生源（観測井戸や通気管）の出口で硫化水素だけではなくメタンや一酸化炭素のモニタリングもやった方がよい。（梶山委員）

④ 安定化の時期について

- ・ 確実に、例えば対策工事後の5年で安定化するとかいうようなことはちょっとはつきりと申し上げられない。安定化の定義については、生活環境保全上の支障がないことを中心に考え、専門家等の意見を踏まえて総合的に判断してはどうか。（樋口委員）

2 令和4年度の実施

- ・ 令和4年6月 第41回連絡協議会で資料5を説明
- ・ 令和4年6月以降 第43回または44回連絡協議会で対策工の有効性の確認の評価方法を説明
対策工の有効性の確認の評価方法をアドバイザーと協議